

診療施設開設届書の記入上の注意事項について

岡山県岡山家畜保健衛生所

開設届及び以下の注意事項を参考に、該当する箇所すべてについて記入してください。

また、開設届は、開設後10日以内に届け出てください。

1 開設者の住所・氏名

(1) 開設者が法人の場合には、主たる事務所の所在地及びその名称を記入してください。

(2) 開設者が法人の場合には、定款又は寄付行為(写し可)を添付してください。

2 診療施設の名称・開設の場所(住所及び連絡先 TEL・FAX 番号)

(1) 開設場所がビル等の一室である場合は、ビル等の名称、階等を記入してください。

(2) 施設の位置図を添付してください。住宅地図等に施設位置を印したもので構いません。

3 診療施設の管理者

(1) 管理者は、獣医師であることが必要です。

(2) 一人の獣医師は、原則として1カ所の診療施設を管理します。

4 診療を行う獣医師の氏名

(1) 研修獣医師(代診)を含む、診療に携わる全ての獣医師について記載してください。

紙面が足りない場合は、別紙を添付しても構いません。

(2) 管理者を含む全ての獣医師の獣医師免許証(写し)を添付してください。裏書があれば両面の写しを添付してください。

5 診療の業務の種類

下記のうち該当する業務形態を記入してください。(複数該当の場合は併記)

・産業動物：牛、豚、馬、鶏等が主要な診療対象動物

・小動物：犬、猫、小鳥が主要な診療対象動物

・その他：上記以外の小動物(フェレット、魚類、は虫類等)の診療(対象動物を記入してください)、研究施設、行政機関等

・往診診療専門(診療施設を持たない場合)

6 診療施設の構造設備の概要及び平面図

(1) 構造設備の概要については、診療施設の平面図内に以下のことを記入してください。

・建物の構造(鉄筋コンクリート、木造、軽量鉄骨等)

・診療施設の面積(m²)

・受付、待合室、診療室、エックス線室、手術室、入院室、調剤室、薬品保管庫等

・主な施設(診察台、エックス線装置、薬品棚、ケージ、検査機器等)

(2) 診療施設が他施設の敷地内にある場合、施設内における配置図を添付してください。

7 その他

(1) エックス線装置がある場合は、エックス線装置施設設置届及び漏洩エックス線量測定報告書(写し可)を添付してください。

(2) 診療施設開設後に届出内容に変更が生じた場合、診療施設を休止、再開もしくは廃止した場合(エックス線装置施設の変更、廃止も含む)には、変更が生じた日から10日以内に届出を行ってください。(届出様式等についてはホームページ参照)